

## 権利の安定性の向上のために

2010年3月10日

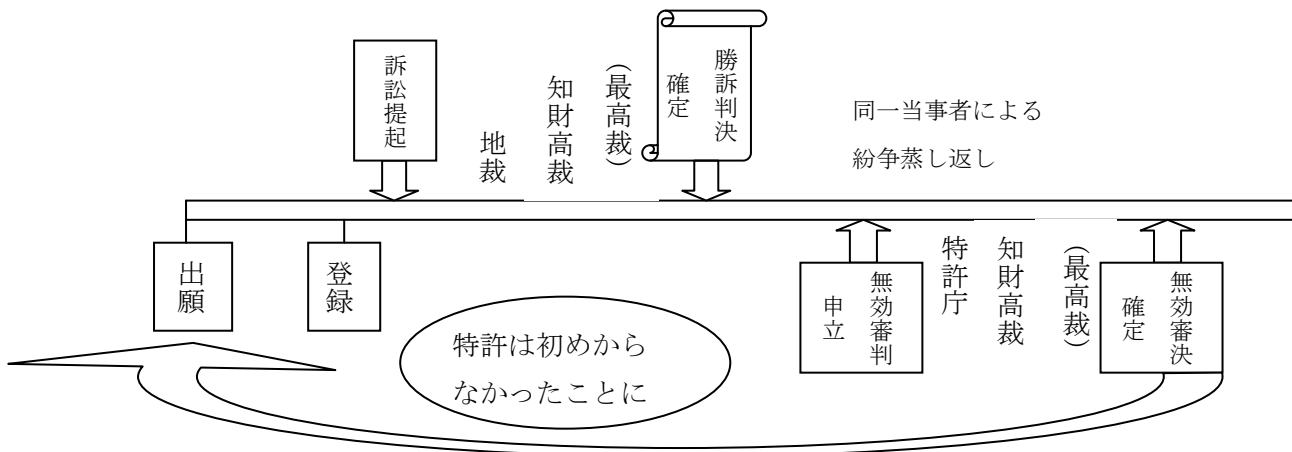
江幡 奈歩

## 1. イノベーションインフラの整備について

## 論点 1：侵害訴訟判決確定後の無効審決の確定による再審事由への該当（紛争の蒸し返し）

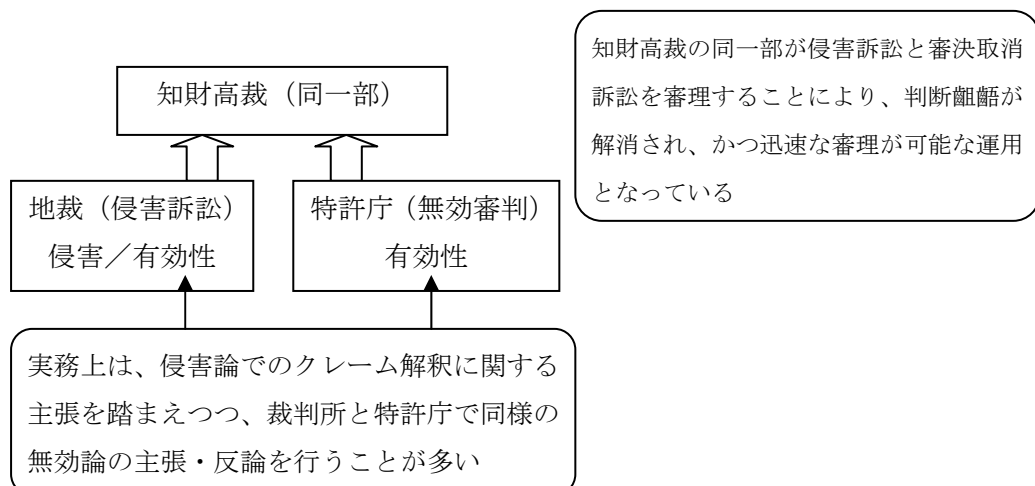
問題点：侵害訴訟において権利者勝訴の判決が確定した後に、無効審判による無効審決が確定すると、侵害訴訟における勝訴判決について再審事由に該当し、権利者は、受け取った損害賠償金に法定利息を付して返さなければならなくなる。

敗訴者（侵害者）は、新たな無効理由を見つけ出せば、侵害訴訟の判決確定後も無効審判を起こすことによって、紛争の「蒸し返し」が可能となる。



対応策：既に確定した侵害訴訟判決には、無効審決の遡及効（特許法 125 条）が及ばないようにして、再審事由（民訴法 338 条 1 項 8 号）に該当しないようにする。同じ当事者間での紛争の蒸し返しを防ぎ、紛争の一回的解決を図る。

## 論点 2：裁判所ルートでの侵害訴訟における有効性判断と特許庁ルートでの無効審判における有効性判断という 2 ルートの存在（いわゆるダブルトラックの存在）



- 整理：・ダブルトラックの存在（特に裁判所による特許法 104 条の 3 による無効判断）自体が権利の安定性を妨げているわけではない。
- ・侵害訴訟の多くは和解により解決しているが、和解では実質権利者勝訴のケースが多い。判決での勝訴率や新規の訴訟件数も平成 21 年度は増加傾向にあり。
  - ・104 条の 3（及びキルビー判決）によって、それ以前の公知技術を参酌したクレームの限定解釈のようなテクニカルな手法を用いることなく、特許の有効性の判断が示されることとなり、ユーザーに分かりやすい判決が出されるようになった。
  - ・仮に、裁判所は無効判断を行わず、特許庁の判断を待つこととした場合、無効審判の期間が 1 年弱に短縮されたとはいえ、確定までには相当期間（2 年半程度）を要することから、侵害訴訟の審理が大幅に遅延し、現在のような迅速な判断（約 1 年強）が得られなくなる。和解による早期解決も困難となる。

対応策：裁判所による無効判断と特許庁の無効審判という両ルートを存続させつつ、上記論点 1 の「蒸し返し」の問題について解決を図るべきではないか。

仮に 1 本化させるのであれば、侵害訴訟ルートに 1 本化すべきとの意見もある。

## 2. ベンチャー・中小企業のためのワンストップ相談窓口について

2005 年 4 月に創設された「弁護士知財ネット」が、知的財産に関するあらゆる問題のワンストップの相談窓口を全国の地域別に設けている。ウェブで公開されている地域及び曜日毎の連絡窓口（弁護士）に、電話、FAX、メールのいずれかの方法で連絡すると、直ちに相談先を紹介する仕組みである。法律相談の料金は、初回 1 時間 1 万円（消費税別）となっており、安心して相談できる体制となっている。中小企業・ベンチャー向けの全国規模のワンストップ相談窓口として、「弁護士知財ネット」を普及・活用いただきたい。

以 上